

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 宮崎市福祉事務所長

審査請求人が平成 28 年 4 月 12 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定による返還すべき金額を 178,803 円とする平成 28 年 3 月 30 日付け費用返還命令処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成 年 月 日、処分庁は、審査請求人世帯に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 27 年 7 月 14 日、処分庁は、審査請求人（以下、「請求人」という。）より、請求人世帯の世帯員である請求人の長女（以下「長女」という。）が高校 3 年生で部活動やアルバイトをしていないこと、来年大学進学予定で看護学校に進学希望であること、奨学金を利用したいので高校に相談したこと等の報告を受けた。
- 3 平成 27 年 11 月 5 日、処分庁は、平成 27 年度課税調査で判明した長女のアルバイト収入について請求人に確認したところ、高校生のアルバイト収入は申告しなくて良いものと考えていたこと、当該収入を修学旅行や検定代等に消費したこと及び当該収入の未申告による返還すべき費用については月々 1 万円程度を分納したい旨の報告を受けた。
- 4 平成 27 年 11 月 9 日、処分庁は、請求人から長女のアルバイト収入の取扱いについて納得しておらず、必要経費等を考慮していただけないかとの相談を受けた。その際、長女の就労状況について、平成 27 年 1 月から同年 10 月まで株式会社 において不定期で就労し、平成 27 年 3 月まで株式会社 においても不定期で就労していたことを確認した。
- 5 処分庁は、平成 27 年度税務調査にて判明した長女の就労収入未申告分（平成 26 年及び平成 27 年における収入）に対して、法第 63 条の規定により費用返還を命ずる本件処分を行うこととした。
- 6 平成 28 年 4 月 11 日、処分庁は、請求人に対し、改めて平成 27 年度の税務調査の結果について説明するとともに、本件処分に係る費用返還金決定通知書（平成 28 年 3 月 30 日付け宮福祉第 35 号 954）を交付した。

- 7 請求人は、平成 28 年 4 月 12 日、宮崎県知事に対し、本件処分取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分取消しを求めるものであり、その理由は、次のとおりである。

- (1) 長女がアルバイト収入を得た平成 26 年 5 月において、請求人は、アルバイト収入の申告について理解しておらず、高校生のアルバイト収入の申告義務については、平成 27 年 11 月に担当ケースワーカーから正確な説明が行われた。
- (2) ケースワーカーがアルバイト収入の申告についての説明を怠ったため、長女のアルバイト収入不申告及び本件処分が発生した。
- (3) 進学のための試験料等の教育費へ充てた収入について、処分庁から不正受給とみなされた。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分に違法・不当な点はなく、本件審査請求を棄却すべきというものであり、処分の理由として挙げたものはおおむね次のとおりである。

- (1) 保護の程度は、法の規定により「不足分を補う程度」でなければならないが、長女の就労期間中、収入の申告がなかったため、当該収入を認定できず、結果として不足分以上の保護費を支給した。
- (2) 保護費の過支給分については、申告義務を知っているか知らないかに関わらず、法の趣旨上返還してもらわなければならない。
- (3) 請求人が長女のアルバイト収入の申告義務を知らなかったこと、申告義務を知った後は申告を行っていること等から、請求人に不当に受給しようとする意思がなく、申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由があったとして、法第 78 条を適用せず、法第 63 条を適用した。
- (4) 修学旅行費、クラブ活動費、資格試験検定代等の収入認定しないことが可能な費用については、挙証資料がなかったため返還額からの控除を認定せず、基礎控除及び未成年者控除を認定した上で、返還額を決定した。

理 由

1 生活保護制度に係る法令等の規定について

法第 1 条において、この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする規定されている。また、法第 19 条第 1 項において、知事及び市長等は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を

決定し、かつ、実施しなければならないと規定されている。

その実施に当たっては、法に定めるもののほか、次の通知等に従い、運用している。

- ・生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。（以下「保護基準」という。））
- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）
- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）
- ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）
- ・生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）

（ 1 ）収入認定について

法第 4 条第 1 項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定されている。これは、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力等を活用してもなお最低限度の生活の維持ができない場合に、その不足分を補うという生活保護制度の基本的な原理原則の一つである保護の補足性の原理について定めたものであり、法による保護を受けるためには、利用し得る資産、能力等を活用することが要件となっていることから、現実を得た金銭（現物を含む。）については、最低生活の維持に充てることが原則であり、就労可能な者がその能力を活用して得た収入についても同様である。

また、保護は、世帯を単位とすることから、世帯主及び世帯員が収入を得た場合は、保護の実施機関が当該収入を世帯の収入として認定した上で、保護基準に基づくその世帯の最低限度の生活の維持に不足する分について、保護に要する費用を支給することとなる。

ただし、就労による収入については、その全額を収入認定するのではなく、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図る観点から、次官通知により、収入額に応じて基礎控除額を設けている。このほか、未成年者に対しては、教養その他健全な生活基盤を確立するための特別の需要に対応するとともに未成年者の勤労意欲助長を図るため、基礎控除に加え、未成年者控除として、就労収入から一定額を控除の上収入認定する取扱いを行っている。

更に、就学中のアルバイト等の収入の取扱いについては、課長通知第 8 の 58 により、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る。）に充てられる費用は、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととして差し支えないとされている等、就学しながら保護を受けることができる者の収入については、一定の範囲内において収入認定しない取扱いも可能とされている。

（ 2 ）費用返還義務（法第 63 条）及び費用徴収（法第 78 条）について

保護の補足性の原理に反した場合には、法第 63 条又は第 78 条の規定により費用の

返還を求める取扱いをすることとされている。

法第 63 条において、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関（以下「実施機関」という。）の定める額を返還しなければならないと規定されている。本条の趣旨は、問答集問 13 - 5 により、被保護者において本来資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情のある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が活用され、最低生活に充当できるようになった段階で、当該資力の発生した日以降に既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

一方、法第 78 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができると規定されている。

法第 63 条による費用返還義務は、実施機関において定める額を返還することとなるが、法第 78 条による費用の徴収は、支弁した保護費の額を徴収するほか、特に不正が悪質、巧妙である場合等には、行政上の秩序罰としての趣旨で、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収する点において、より厳正な取扱いとなる。

また、問答集問 13 - 23 により、法第 63 条は、保護受給中に資力が発生した場合には、次官通知に定める収入認定の各規定に従って必要経費のほか、基礎控除、新規就労控除、未成年者控除等必要な控除を行った上で、返還額を定めるのに対し、法第 78 条は、各種控除を行うことなく、必要最小限の実費を除いた収入額を徴収の対象としている。

（ 3 ） 事後に収入が判明した場合の取扱いについて

次官通知第 10 の 2 の（ 8 ）において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされており、この取扱いは、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものである。

収入として認定する取扱いについては、問答集問 13 - 2 により、次回の生活保護費支給月以後の収入充当額として調整することができるとされているが、確認月及びその前月より前の返納額は、法第 63 条の規定により実施機関が定める額を返還することにより取り扱うこととされている。

また、問答集問 13 - 1 により、収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合で、受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合等については、法第 78 条ではなく法第 63 条の適用が妥当とされている。

なお、問答集問 13 - 5 により、法第 63 条による返還決定額の決定においては、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとしながらも、その取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。

この場合における控除可能な一定の範囲は、問答集問 13 - 5 により示されており、本件処分の場合、収入が次官通知第 8 の 3 の (3) に該当するもの、すなわち高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額については、課長通知第 8 の 40 の認定基準、すなわち当該経費が高等学校等、夜間大学、又は技能修得費の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学に充てられる場合は、入学の仕度及び就学のために必要と認められる最小限度の額を基準として実施機関が認めた額を控除額とすることが挙げられる。この実施機関が認めた額は、事前に実施機関に相談があったものに限られるが、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り控除可能な額として認定できることとされている。

(4) 届出の義務について

法第 61 条において、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定されている。

被保護者に対する届出の義務については、生活保護行政を適正に運営するための手引について (平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 18 年 3 月保護課長通知」という。) の 2 の (1) において、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年 1 回以上、世帯主及び世帯員等に配布する等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておく必要があるとされている。

また、平成 18 年 3 月保護課長通知の 2 の (2) において、収入申告の必要性や届出義務について実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを、実施機関と被保護世帯とで共有し、そのことを明確にすることとされている。具体的には、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて (平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年 7 月保護課長通知」という。) 別添 2 の様式等により被保護世帯が所定の事項を記載したものを徴取しておく必要があるとされており、平成 24 年 7 月保護課長通知の 2 の (2) において、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員 (高校生等未成年を含む。) がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めるとされている。

2 本件処分について

(1) 処分庁は、長女の就労期間中、就労収入についての申告がなかったため、当該収入を認定することができず、結果として保護基準により算定された最低生活費に対する不足分以上の保護費を支給した。このため、問答集問 13 - 2 により、その過支給した保護費については、当該世帯の資力として認定し、請求人に返還を求めることが必要となる。

本来、処分庁は、平成 24 年 7 月保護課長通知に従い、請求人のみならず、長女に対しても収入等の届出義務について説明を行うべきであったが、その事実を確認する

ことができない。また、処分庁は、請求人が収入の申告を理解していないことを認めていること及び申告義務について説明を行った後は、挙証資料とともに収入申告が行われていることから、請求人に不当に受給しようとする意思があるとは認められないものと判断し、問答集問 13 - 1 により、不正受給の場合に適用される法第 78 条による費用徴収ではなく、法第 63 条を適用したものである。

したがって、当該就労収入について、処分庁が法第 63 条を適用し、返還命令を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

ただし、処分庁は、返還額を算定する際に、基礎控除及び未成年者控除を適用しているが、平成 26 年度に得た就労収入においては、次官通知第 8 の 3 の (4) による勤労に伴う必要経費のうち、未成年者控除として、月額 11,600 円を収入から控除すべきであったところ、平成 26 年 6 月、8 月、9 月、平成 27 年 1 月及び 2 月において、平成 27 年度の未成年者控除基準額 11,400 円を適用しており、総額 1,000 円を過少に算定している。

また、法第 63 条による返還額を決定する際に、一定の範囲内において本来の要返還額から控除する取扱いが可能であることは前述のとおりであるが、処分庁は、請求人より提出された収入申告書添付のメモが挙証資料たり得なかったことを理由として、次官通知第 8 の 3 の (3) に該当するものがあるか否かの判断を行っていない。

生活保護制度において、収入申告は、要保護者と実施機関との相互信頼関係を基調としているが、このことは、全く被保護者からの申告のみによって収入認定を行えば足りることを意味するものではなく、疑問が生じる場合等には行政機関としてその事実関係について内容審査はもちろんのこと、関係先への照会等を通じて妥当性を明らかにすることが保護の適正な実施を確保する上で不可欠なものとされている。

しかしながら、処分庁は、請求人から提出のあったメモが挙証たり得なかったことをもって次官通知第 8 の 3 の (3) に該当するものの認定を行っておらず、また、請求人に対して次官通知第 8 の 3 の (3) に該当するものとして挙証資料となり得るものの有無の確認又はその他返還額から控除できるものとして認定すべきものの検討を行った事実が確認できない。本件審理に際し、審理員が請求人に関係書類の提出を依頼したところ、控除対象のものであるか否かはともかくとして、振込金受取書等の書類が提出されたのであり、処分庁が法第 63 条による返還額を決定するに当たり、必要な調査を尽くした上で本件処分を行ったとは認め難い。

したがって、本件処分については、不当な点が認められる。

以上のとおり、本件処分については、返還額の算定に一部誤りがあるほか、返還額の決定に関し不当な点があったと認められる。

なお、審査の結果、本件処分が金額的にどの程度で違法又は不当となるかを特定することができないため、本件処分の一部を取り消すことは不適當である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年9月23日

審査庁 宮崎県知事 河野 俊嗣

この謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河野 俊嗣